

# さかの森林をみんなで 守り育て未来へつなごう!

～さかの森林採光事業で豊かな森林を～

森林整備ってこんなに大事っ!!



森川海人(もりかわいかいとくん)

混み合った木々の一部を  
伐採する「間伐」を行うことで…

地面まで日光が届き  
木がいっきいきと成長!



間伐をしないと  
山崩れの  
大きな原因に…!!

森林にとっていい環境をつくる  
「さかの森林採光事業」であなたの森林もきれいに!

3つの動画でも紹介してるよっ!

森林整備に重要な  
「間伐」って?



アナタに代わって  
県が森林整備します!



山を整備して  
収益に!?





## ▶ さがの<sup>もり</sup>森林採光事業って？

荒廃したスギやヒノキの人工林を対象に針葉樹と広葉樹が混じりあった針広混交林への誘導を目的に間伐を行います。

## ▶ 誰が行うの？

佐賀県が森林所有者に代わって間伐を行います。



## ▶ 対象となる森林とは？

- ・民有林のスギまたはヒノキの人工林であること
- ・原則5～10齢級(林齢21～50年生)であること  
※過密化により整備の必要がある場合は3齢級(林齢10～15年生)以上であること
- ・原則、保安林以外の森林であること
- ・過去10年間以上、一度も間伐などの森林整備がされていないこと
- ・県と森林所有者との間で「森林づくり協定書」が締結されていること

## ▶ 実際にどんなことを行うの？

- ・**間伐**: 本数率約40%の間伐を実施し林内に整理します  
(地形等の状況により気象害の発生等の恐れがあると認められる場合は、概ね30%まで減じることがあります)
- ・**森林作業道の開設**: 間伐した木材が下流域に流出し危険を及ぼす恐れがある場合は作業道を開設することがあります
- ・**流出防止対策**: 人家等の近くで、間伐した木材が下流域に影響を及ぼす恐れがある地域について、間伐材を利用して簡易的な土留工を整備することがあります



## ▶ 「森林づくり協定書」の主な条件

- ・間伐を実施以降10年間は森林を皆伐したり、森林以外の用途を目的に開発を行わない
- ・森林所有者が森林を第三者に譲渡した場合は、10年間は協定の条件を継承する
- ・協定の条件を守ることができなかった場合は、森林整備のための費用相当額を佐賀県に返還する



まずはお近くの  
農林事務所まで  
ご相談ください！

### 佐賀県内の農林事務所

- 佐賀中部農林事務所(佐賀市)…… ☎0952-31-3284
- 東部農林事務所(神埼市)……… ☎0952-55-9762
- 唐津農林事務所(唐津市)……… ☎0955-73-9348
- 伊万里農林事務所(伊万里市)…… ☎0955-23-6158
- 杵藤農林事務所(鹿島市)……… ☎0954-63-5116
- 佐賀県森林整備課(佐賀市)……… ☎0952-25-7134